

令和4年度第3回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和4年6月8日(水)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第中会議室

3 出席委員(15名)

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 田 中 眞 次

主査補 飯 田 啓 市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年度第 3 回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、7 月 8 日（金）に開催を予定していますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料の一部訂正がありますのでご報告いたします。総会議案の 8 ページ、報告事項 地目変更登記に係る法務局からの照会についての第 2 項の事由ですけれども、田として地目変更申請とありますが、宅地として地目変更申請があったものと訂正していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は 15 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。よって、令和 4 年度第 3 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1、会期の決定を議題といたします。お諮りします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りします。
会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。
議席番号14番 石渡 文久委員、議席番号1番 林 重孝委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について
以上、3議案でございます。

本総会については、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、事前に議案をお配りし、事案について、審査をお願いしております。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。以上で、ございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第1号第1項については、三須委員より調査報告をお願いします。
三須委員。

○三須委員

議席番号4番 三須です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。権利者の■■■■さんは、耕作地の利便性を向上させるため、隣接する畑を所有する■■■■■■■■さんに売買について相談したところ、話がまとまり購入することになりました。
耕作の状況などの必要条件を満たしており、問題が無いと思われまますので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。
何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。
兼坂委員。

○兼坂委員

議席番号11番 兼坂です。権利の内容の権利者経営の経営面積が記載されているが、記載の単位が違うと思われるが、いかがか。

○事務局

おっしゃっており、間違いです。訂正をお願いします。

○議長

ほかに何かございますか。
ないようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。
議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第1項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号第2項につきましては、牛玖委員より調査報告をお願いします。
牛玖委員。

○牛玖委員

議席番号12番 牛玖です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

申請者の、■■ ■■さんは小篠塚でレンコン栽培を行っております。耕作地近隣の水田を所有する■■ ■■さんに相談してところ購入する事になりました。耕作の状況などの必要条件を満たし、問題が無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

三門委員。

○三門委員

議席番号6番 三門です。

現況地目が原野になっておりますけれど、今の状況はどのようになっているのか、もし荒れているのであれば綺麗にしてレンコン栽培を実施するのでしょうか。

○牛玖委員

議席番号12番 牛玖です。対象地は埋立地である。以前私が借受して耕作していた土地であり、状況は把握しています。■■ ■■さんは、畑として直売するための野菜を栽培したいということです。レンコン栽培が主体であるが、今後は直売によって野菜を販売して行きたいとのことです。

○三門委員

議席番号6番 三門です。レンコン栽培をするのではなく、畑で野菜を作ることですね。

○牛玖委員

議席番号12番 牛玖です。その通りです。

○議長

ほかに何かございませんか。

○長澤議員

議席番号8番 長澤です。

今後、畑として使用するのであれば、地目 田を変更すべきではないかと思うが、いかがか。

○事務局

市内は、畑として使用されているが、登記上の地目は田となっている事例が多数あります。登記地目を変更する場合には、数万円程度の費用が掛かるため、変更されていないケースが多く、本件においても同様ではないかと思われます。これらは厳密に言うともあまり好ましくない状況ですが、農地として使用するものであり、また違法ではないことから委員の皆様にはご理解をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長

ほかに何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。お諮りします。議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第2項は許可と決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。それでは事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長

総会議案の2ページをお願いします。議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。許可要件につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。また、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。以上でございます。

○議長

ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項については、事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の長澤委員より、調査報告をお願いします。

———（長澤委員報告）———

○長澤委員

議席番号8番、調査委員長の長澤でございます。

事前現地調査会につきまして、申請人 ■■■■■ ■■■■■■■■■より、農地法第5条の規定による許可申請がありました提案について、担当地区委員により現地調査会を実施いたしました。

調査会は6月1日午後2時より申請人の出席を求め、現地調査を行ないました。

本案件は、所有権移転に伴う太陽光発電用地への転用許可申請であります。申請地は、『佐倉市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 外1筆』全体の整備面積は、3,391㎡でございます。住宅、資材置場、山林等が混在する、集団性のない農地で、第2種農地と思われれます。

本件は、令和■年■■月総会におきまして、許可相当として千葉県に進達し、許可された土地に隣接するもので、同一業者による申請となっております。

申請内容については、総会議案のとおりでございます。許可要件については、調査書のとおり、許可基準である立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響などの一般基準については適正でありました。

このことから、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、でございます。

○議長

ただいま、長澤委員より報告がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定についてでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、3件、7筆、

5, 937㎡、賃貸借権の設定、9件、22筆、22, 530㎡でございます。

今回、新規就農者の■■■■さんの利用集積が含まれております。経営規模につきましては佐倉市3, 400㎡、八街市2, 084㎡の畑におきまして、露地野菜栽培をするものです。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。詳細については、議案の4ページ～6ページを、ご参照の程、お願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号1番については、鈴木委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（鈴木委員退席）——

○議長

それでは、鈴木委員が退席しましたので、審議を行います。

議案第3号について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手、全員であります。よって、議案第3号は、承認と決しました。
鈴木委員を入場させて下さい。

——（鈴木委員入場）——

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第3号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第3号は許可と決しました。
以上をもちまして、本日もご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、報告事項については、議案書を参照の程お願いいたします。
以上をもちまして、令和4年度第3農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===